

走行の順序について

1. 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご走行ください。

①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が
ご利用期間中乗り降り自由



③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から
発着エリア内の対象 I C までのご走行

ご走行日時の判定について

2. 各走行の走行日時の判定は、**出口 I C**の料金所を通過した時間で行います。

※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

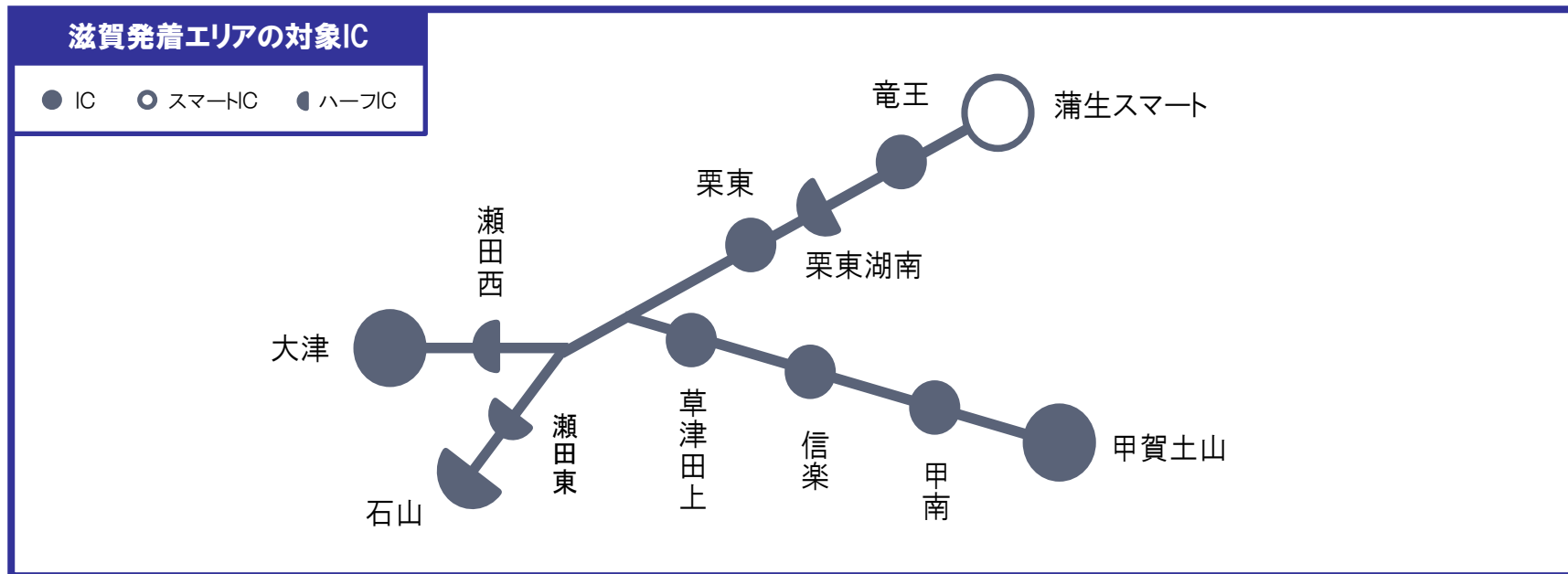
中国道から出雲・松江方面へは「三次東料金所」、山陽道から出雲・松江方面へは「尾道本線料金所」、中国道から鳥取方面へは「佐用本線料金所」の通過時刻で判定いたします。

・8月1日（火）をご利用開始日として全日3日間プランを利用する場合



走行方法について その1

往路走行は、滋賀発着エリアの対象 I C からお出発ください。



※瀬田東 I C・石山 I C からお利用の場合は、京滋バイパス➡大山崎JCT➡名神高速へ走行してください。
(第二京阪道路はご利用いただけません)

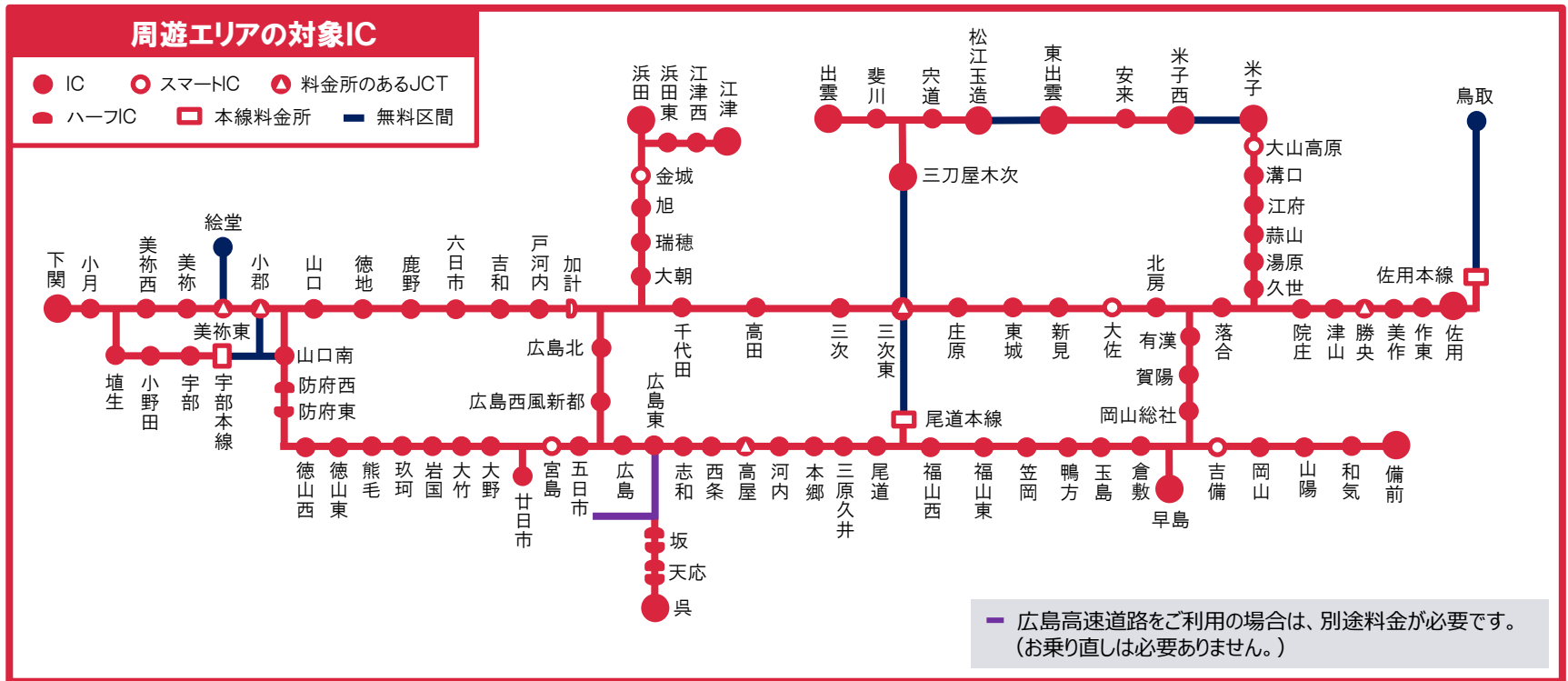
※**発着エリアの対象 I C 以外からお利用の場合は、乗り直しが必要**です。

走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。



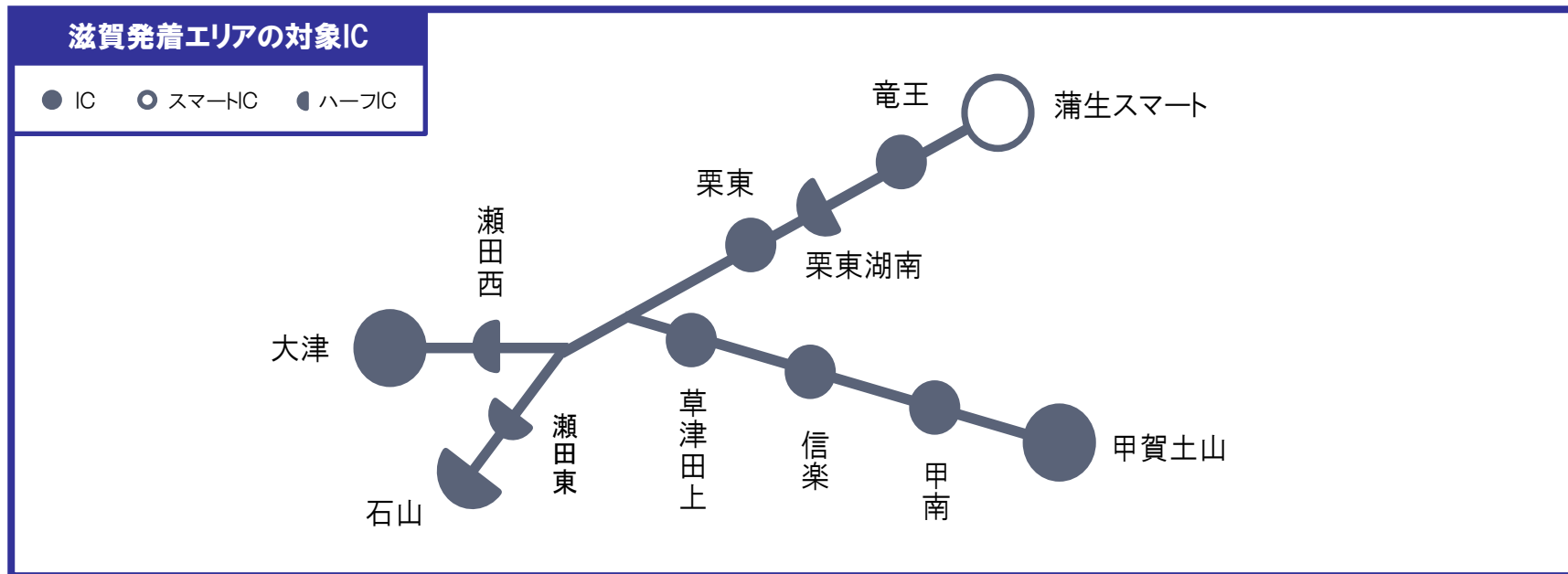
周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。



復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

走行方法について その3

復路走行は、滋賀発着エリアの対象 I Cでお降りください。



注) 入口・出口ともに対象 I C 以外をご利用の場合、本割引プランの対象となりません。
渋滞等により滋賀発着エリアの手前で降りられた場合でも復路走行が成立せず、割引対象外となりますので、
ご注意ください。

発着エリア外へ走行される場合は、滋賀発着エリア内の I C で乗りなおしが必要です。

お問い合わせの多い内容について

Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

■本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	-	○	-
③復路走行	○	○	-	-

往路走行が完了していれば、
周遊走行・復路走行がない場合でも
本割引プランの料金が適用となります。

Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

■全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

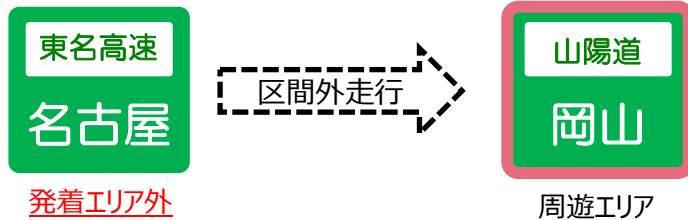
■休日2日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間
○	○

発着エリア外の I C からのご利用方法 (往路走行・復路走行)

・名古屋 I C から岡山 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
上図の場合、名古屋 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。

本割引プランの適用になる走行



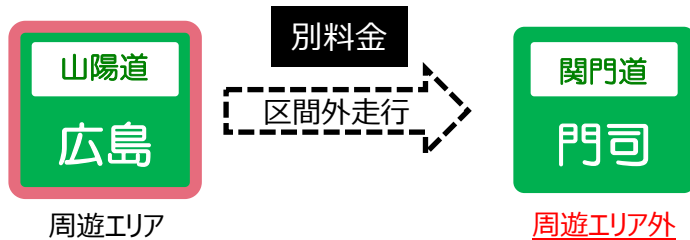
上図の場合、滋賀発着エリア内の甲賀土山 I C で一旦乗り直して、周遊エリア内の岡山 I C まで走行しているため往路走行が成立し、本割引プランが適用となります。(名古屋 I C ～甲賀土山 I C の通行料金は別途必要となります。)

※復路走行は「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、発着エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
発着エリア外の I C へご走行の場合は、必ず発着エリア内の I C で乗り直しをお願いいたします。

周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

・広島 I C から門司 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。
 上図の場合、門司 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、広島 I C ～ 門司 I C の全区間の通行料金が必要です。

本割引プランの適用になる走行



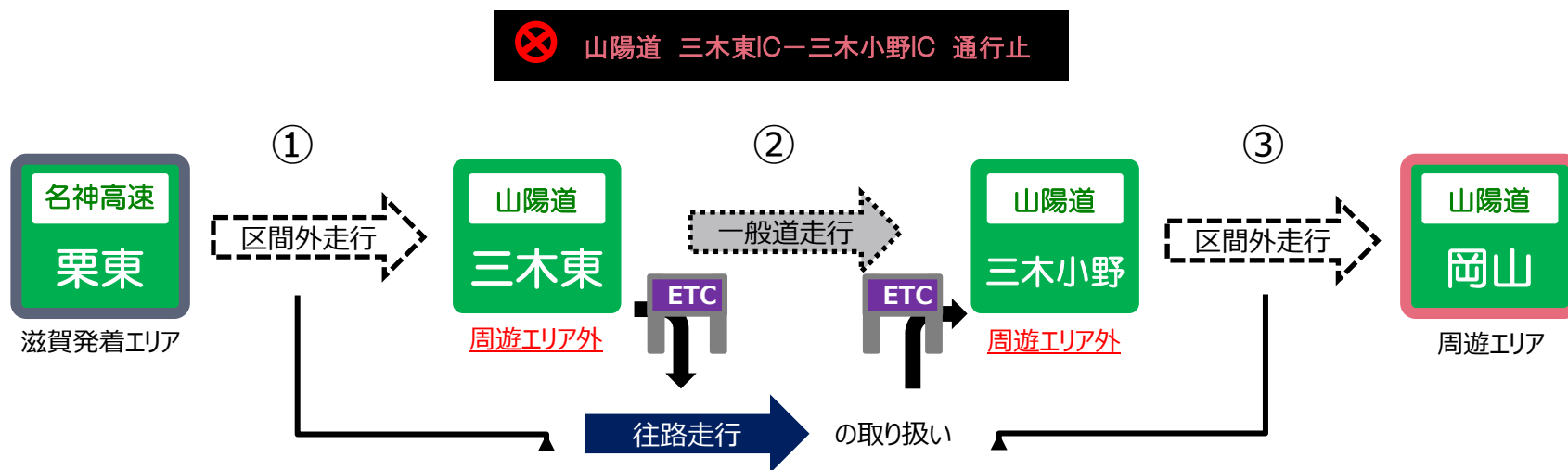
上図の場合、周遊エリア内の下関 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の門司 I C まで走行しているため、下関 I C ～ 門司 I C の通行料金を別途お支払いいただくことをご利用いただけます。

通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。

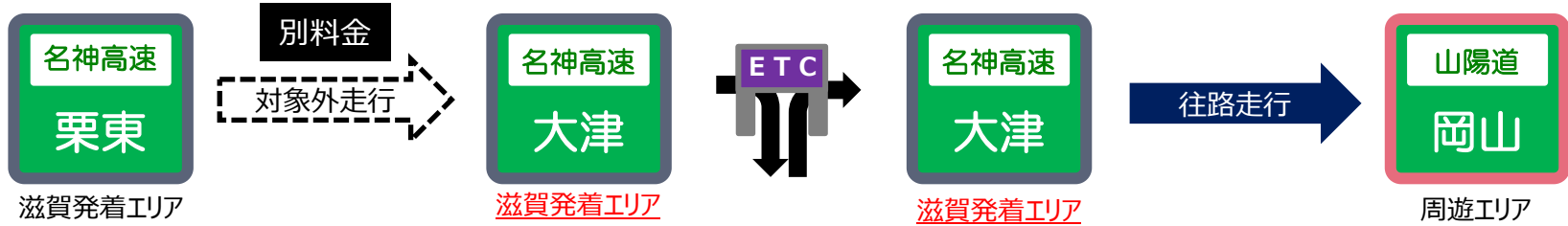
(迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 栗東 I C から岡山 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより三木東 I C で流出した場合



本割引プランの対象外となる走行例 (往路走行)

①途中、発着エリア内の I C で流出した場合

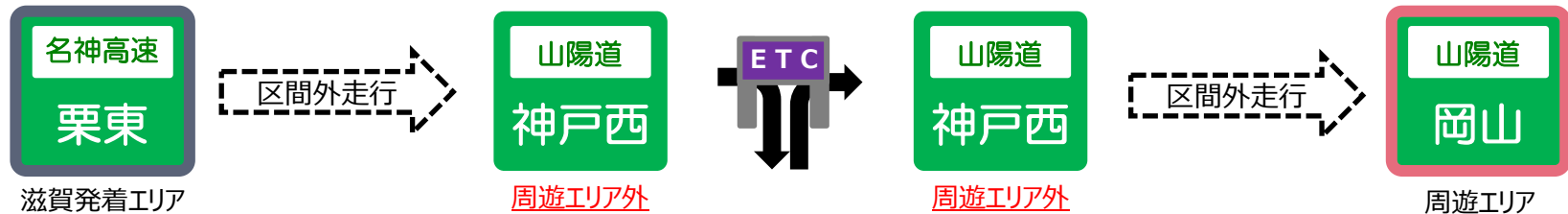


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、発着エリア内の大津 I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行は大津 I C ~ 岡山 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて栗東 I C ~ 大津 I C の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

②途中、周遊エリア外の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、神戸西 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

走行ルートについて (往路・復路走行)

○本割引プランの対象となる走行ルート

※往路走行例を記載しておりますが、復路走行も同様です。

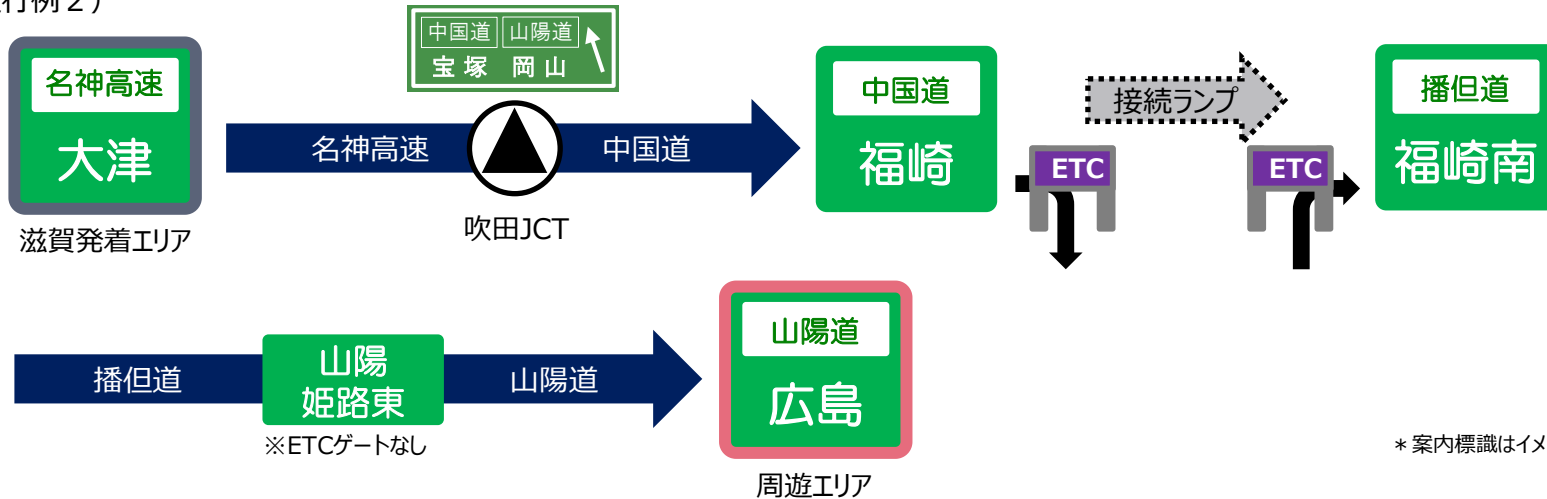
(走行例1)



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。

上図の場合、発着エリアの瀬田東 I C で乗り、途中で高速道路を降りずに周遊エリアの山口 I C まで走行しているため、往路走行の対象となります。

(走行例2)



* 案内標識はイメージです

往路・復路走行において、播但道を通行することが可能です。

上図のように、**中国道 福崎 I C** と **播但道 福崎南 I C** を乗り継いで走行の場合、**本割引の適用対象となります。**

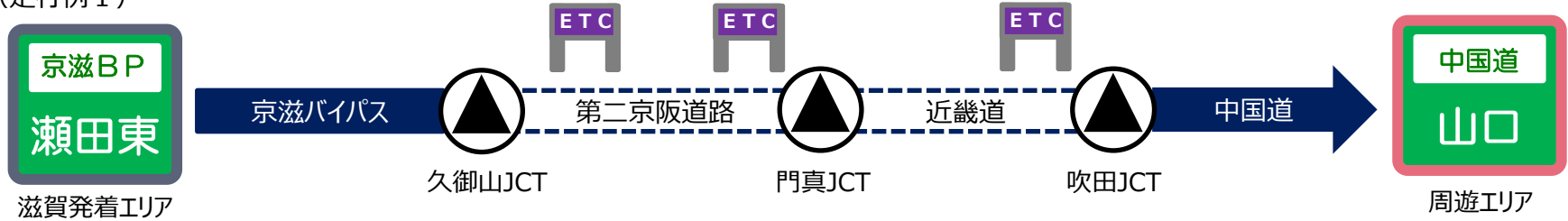
※山陽道 → 播但道 (福崎南 I C) → 中国道 (福崎 I C) への走行も対象です。

走行ルートについて (往路・復路走行)

×本割引プランの対象外となる走行ルート

※往路走行例を記載しておりますが、復路走行も同様です。

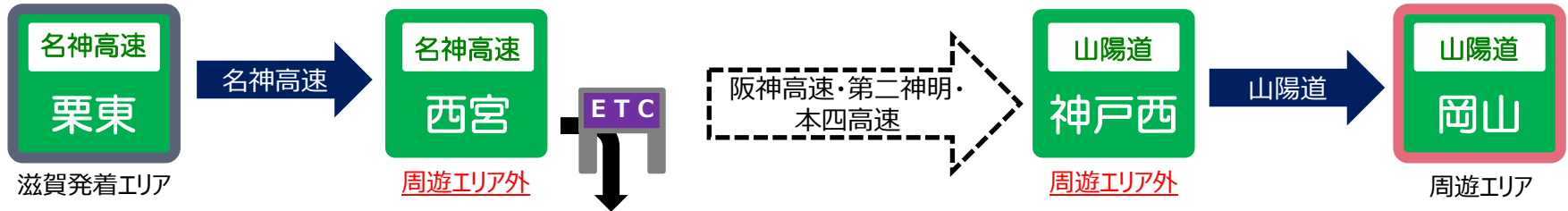
(走行例 1)



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
第二京阪道路や近畿道は対象外のため、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。
 (途中で料金精算となり走行が分割されます。)

※名神集中工事期間を除く。

(走行例 2)



上図の場合、西宮 I C で走行が途切れるため、往路走行の条件を満たさず**本割引プランが適用されません。**
 必ず吹田 J C T から中国道へ走行をお願いいたします。(カーナビ等の案内と異なる場合がございますので、ご注意ください。)

第二京阪道路・近畿道・第二神明道路・阪神高速道路・本四高速道路等は本割引プランの適用対象外です。

- ・往路走行において、これらの道路を経由された場合、本割引プランの定額料金が一切適用されず、ご利用期間中のすべての走行が通常料金 (E T C 時間帯割引適用) での請求となります。
- ・名神集中工事期間中に限り、第二京阪道路 → 近畿道 → 中国道のルートをご利用いただけます。